



盛岡市プレスリリース

～輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡～

令和 8 年 8 月 27 日
保健福祉部
生活福祉第一課
生活福祉第二課

市政記者クラブ加盟社 各位

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について

平成 25 年から国が実施した生活扶助基準改定に関して、令和 7 年 6 月 27 日の最高裁判決において「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」として、違法と判断されました。

この判決を踏まえ、国は当時の生活保護受給世帯に対して保護費の追加給付を行う方針を決定したことから、盛岡市においても、国が示す方針に基づき、追加給付を行うため、令和 8 年 8 月 1 日に「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付盛岡市受付センター」を設置し、追加給付の支給手続きを進めております。

この度、広報もりおか 9 月号において、本件の周知を行うことから、御社におかれましても、紙面への掲載の御協力をお願い申し上げます。

記

1 概 要

本件追加給付について、令和 8 年 8 月 1 日から「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付盛岡市受付センター」を設置（下記 6 参照）し、給付額の計算や申請受付、問い合わせ対応等の一連の業務を行っています。

2 追加給付の申請手続き及び支給時期

現在生活保護（中国残留邦人支援給付も含む。以下同じ）を受給中の世帯か廃止済みの世帯かによって、申請方法及び支給時期が異なります。

(1) 受給中世帯（盛岡市でのみ生活保護受給歴がある世帯）

令和 8 年 12 月までに支給を完了できるよう、現在追加支給額の計算を進めています（プッシュ式給付になるため、支給に当たり申請は不要）。

※平成 25 年 8 月以降に盛岡市以外の自治体でも保護を受給したことがある世帯については、当時保護を受給していた自治体への追加給付申請が必要となります。

(2) 廃止済み世帯

支給に当たり申請が必要となります。申請受理後、申請内容の審査及び口座支給手続きのため、支給まで 1 か月から 2 か月ほどお時間をいただく見込みとしています（申請の受付は「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付盛岡市受付センター」にて、郵送又は持参方式で行います。申請書様式や添付書類について、事前にセンターへお問い合わせ願います。）。

3 対象世帯

- (1) 平成 25(2013)年 8 月から平成 30(2018)年 9 月までに、生活保護を盛岡市で受給したことがある全ての世帯。
- (2) 平成 30(2018)年 10 月から令和 8(2026)年 3 月までの間に、盛岡市で生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年 12 月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯など。

4 対象世帯数

- (1) 生活保護受給中の全世帯数 3,873 件
 - (2) 中国残留邦人支援給付受給中の全世帯数 8 件
 - (3) 生活保護廃止済みの全世帯数 3,710 件（複数回受給歴がある世帯は重複してカウントしています）
 - (4) 中国残留邦人支援給付廃止済みの全世帯数 2 件
- 計 7,593 件

5 受付期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

6 本件に関する問い合わせ窓口

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付盛岡市受付センター

- ・住所：〒020-0023 盛岡市内丸 16 番 37 号（ローソン盛岡内丸店 2 階）
- ・電話番号：050-2018-0763

※平日 9 時から 17 時まで受付（土日、祝日を除く）

7 盛岡市公式ホームページでの掲載

下記 URL にて本件の情報を周知しております。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/seikatsufukushi/seikatsuhogo/1056955.html>



8 給付額

追加給付額は、当時の年齢、世帯人数、お住まいの地域、保護を受給していた期間、加算の有無などによって異なります。

国が設置している最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センターのホームページ（下記 URL 参照）にて例を記載しております。

<https://tsuikakyufu-sodancenter.mhlw.go.jp/>



【問い合わせ先】

盛岡市保健福祉部生活福祉第一課
課長 相馬 英洋（そうま ひでひろ）
TEL：019-651-4111（内線6300）

盛岡市保健福祉部生活福祉第二課
課長 猪股 貴裕（いのまた たかひろ）
TEL：019-651-4111（内線6305）